公 告

令和8年(2026年)11月12日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長　　太田 昇

1　条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	151
(2) 件　　名	災害用備蓄食料及び飲料購入（危機管理課）
(3) 納入場所	本庁舎及び各振興局ごとの指定場所
(4) 納入期限	令和 9年 1月29日
(5) 仕様等	備蓄食料5,900食 保存水3,312本(138箱) ※詳細は別紙仕様書のとおり。
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表
	議会の議決を要するための仮契約：不要

2　入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	別紙「真庭市条件付一般競争入札公告共通事項」のとおり
(2) 参加資格業種	防災備品類《防災用品》 ※入札参加資格有資格者名簿に登録されている者
(3) 営業所の所在地	市内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所は契約を委任されている者
(4) その他	法令等により必要とする許認可を受けている者

3　仕様書等に関する事項

(1)　閲覧期間	公告日 から 令和 8年11月25日 16時00分 まで
(2)　閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、事前に財産活用課へ連絡すること。)
(3)　質問の受付期限	令和 8年11月18日 12時00分　まで
(4)　質問方法	質問は任意様式で作成し、(5)質問書提出先へメールで行うものとする。 ※参考型番以外の同等品により入札する場合は、購入担当課の確認を受けること。
(5)　質問書提出先	危機管理課 【アドレス】kikikanri@city.maniwa.lg.jp
(6)　回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年11月25日 16時00分
(7)　回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、危機管理課へ連絡すること。)

4　入札・開札に関する事項

(1) 入札書提出期限	令和 8年11月25日 16時00分
	「入札参加申請書兼入札書」に「入札内訳書(任意様式)」を添付のうえ、持参もしくは郵送すること。
(2) 開札執行日時	令和 8年11月26日　9時00分
(3) 開札執行場所	真庭市役所本庁舎３階　総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表。

5　当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告共通事項」による。また、不明な点は次に示すところに問い合わせること。

6　問い合わせ先

（1）入札及び契約手続きに関する事項（契約担当課）

真庭市　財産活用課

[TEL] 0867-42-1174　[FAX] 0867-42-1119

（2）調達物品に関する事項（購入担当課）

真庭市　危機管理課

[TEL] 0867-42-1126　[FAX] 0867-42-1119

物品購入仕様書

案件年度　令和8年度　物品番号　151

品　名	災害用備蓄食料及び飲料購入（危機管理課）	数　量	備蓄食料5,900食 保存水3,312本(138箱)
形　式 （規格、内容等）	【品名】非常用備蓄食料　5,900食 （種類）・わかめごはん　1,000食　（一食100ｇ以上） ・ひじきごはん　1,000食　（一食100ｇ以上） ・ドライカレー　1,000食　（一食100ｇ以上） ・五目ごはん　1,000食　（一食100ｇ以上） ・白飯　500食　（一食100ｇ以上） ・梅がゆ　700食　（一食42g以上） ・塩昆布がゆ　700食　（一食42g以上） １）厚生労働省がアレルギーを起こしやすいと指定した、特定原材料等２９品目を使用していないこと。 ２）自立スタンド式であること。 ３）個食タイプで１袋ずつにスプーンが付いていること。 ４）納入時から、常温で５年間以上の保存が可能であること。 ５）コンパクトで、備蓄が容易であること。 ６）納入の際は、一定数ごとにダンボール等へ梱包すること。 ７）ダンボール箱をシュリンク包装とすること。 ８）ダンボール箱の側面4面に品名・数量・賞味期限・真庭市と記載したラベルを貼付すること。 ラベルの文字は、３ｍ程度離れた位置からも容易に文字が確認できる大きさとすること。 ９）納入は別途各振興局が指定する場所へ納品し、検収を受けること。 １０）納入期限は令和9年1月29日とする。 【品名】5年保存水　3,312本（１本500ml） １）1箱24本入りであること。 ２）納入時から、常温で５年間の保存が可能であること。 ３）ダンボール箱をシュリンク包装とすること。 ４）ダンボール箱の側面4面に品名・数量・賞味期限・真庭市と記載したラベルを貼付すること。 ラベルの文字は、３ｍ程度離れた位置からも容易に文字が確認できる大きさとすること。 ５）納入は別途各振興局が指定する場所へ納品し、検収を受けること。 ６）納入期限は令和9年1月29日とする。 欄が不足する場合、別ファイル（ワード又はエクセル）を添付のこと。		
参 考 型 番		型番指定 （該当に○をすること） 同等品以上	
型番指定する理由			